

1 議案名

徳島県立高等学校総合寄宿舍処務規程の一部を改正する訓令
について

2 提案理由

徳島県立高等学校総合寄宿舍の新設に伴い、当該寄宿舍の
会計事務を処理する高等学校を定める必要がある。

3 関係法規

徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例

徳島県立高等学校総合寄宿舍処務規程の一部改正について

学校教育課

1 訓令改正の理由

徳島県立三好池田寮の新設に伴い、当該寄宿舍の会計事務を処理する高等学校を定める必要がある。

2 訓令改正の概要

徳島県立三好池田寮の会計事務を処理する高等学校を「徳島県立池田高等学校」とする。

3 施行期日（等）

徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第●●号）の施行の日

条例等立案表

<p>題名 徳島県立高等学校総合寄宿舎処務規程の一部を改正する訓令</p>	<p>課(室)名 学校教育課</p> <p>担当者名 近藤 伸 二</p> <p>電話番号 三 一 二 一</p>
<p>制定理由 徳島県立高等学校総合寄宿舎の新設に伴い、当該寄宿舎の会計事務を処理する高等学校を定める必要がある。</p>	<p>あらまし</p> <p>一 徳島県立三好池田寮の会計事務は、徳島県立池田高等学校において処理することとした。</p> <p>二 この訓令は、徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第●●号）の施行の日から施行することとした。</p>
<p>予算上の措置</p>	<p>関係法規 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第●●号）</p>
<p>法令審査会 要 ・ 否</p>	

庁 中 一 般
県 立 高 等 学 校
県立高等学校総合寄宿舎

徳島県立高等学校総合寄宿舎処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榑 浩 一

徳島県立高等学校総合寄宿舎処務規程の一部を改正する訓令

徳島県立高等学校総合寄宿舎処務規程（昭和四十一年徳島県教育委員会訓令第二号）の
一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

五 徳島県立三好池田寮 徳島県立池田高等学校

附 則

この規則は、徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例（令和六年徳島県条例第●●号）の施行の日から施行する。

改正案	現行
<p>（会計事務の処理）</p> <p>第三条 次の各号に掲げる寄宿舎の会計事務は、それぞれ当該各号に掲げる高等学校において処理するものとする。</p> <p>一 徳島県立徳島寮 徳島県立徳島科学技術高等学校</p> <p>二 徳島県立阿南寮 徳島県立阿南光高等学校</p> <p>三 徳島県立美馬東部寮 徳島県立穴吹高等学校</p> <p>四 徳島県立三好寮 徳島県立池田高等学校</p> <p>五 <u>徳島県立三好池田寮</u> 徳島県立池田高等学校</p>	<p>（会計事務の処理）</p> <p>第三条 次の各号に掲げる寄宿舎の会計事務は、それぞれ当該各号に掲げる高等学校において処理するものとする。</p> <p>一 徳島県立徳島寮 徳島県立徳島科学技術高等学校</p> <p>二 徳島県立阿南寮 徳島県立阿南光高等学校</p> <p>三 徳島県立美馬東部寮 徳島県立穴吹高等学校</p> <p>四 徳島県立三好寮 徳島県立池田高等学校</p> <p><u>（新設）</u></p>